

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット 会員規程

2020年6月24日制定

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「この法人」という。）の定款第2章に基づき、この法人の会員がこの法人の運営及び諸事業に対して有する権利及び義務等の詳細を明らかにするために設ける。

(性格)

第2条

この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、この法人が掲げる目的の実現に寄与するものである。

(会員種別と義務)

第3条

この法人の会員種別は、定款第6条に定める正会員、一般会員、賛助会員の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。会員は、定款第8条の規定により、本規程第4条の入会金及び会費を遅延なく納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条

定款第8条による各会員種別の入会金及び会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 入会金 1,000 円／年会費 10,000 円
- (2) 一般会員 入会金 1,000 円／年会費 3,000 円
- (3) 賛助会員 入会金 0 円／年会費 1 口 10,000 円（2 口以上）

(入会金及び会費の納入)

第5条

会員は、入会の際に入会金を納入し、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度の会費を入会の際に納入するものとする。

(役割)

第6条

会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
- (2) この法人の諸事業への積極的な参加

(特典)

第7条

会員は、この法人が発行する冊子、資料等の優先的な提供、情報発信の支援を受けることができる。

(会員情報変更の届出)

第8条

会員は、入会時に提出した会員情報に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出るものとする。

- 2 届け出の不在によってこの法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、この法人はその責を負わないものとする。

(規程の改廃)

第9条

この規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

付則

- 1 この規程は、令和2年6月24日から施行する。
- 2 この規程が施行された日に正会員だった者は、その者の希望により正会員又は一般会員に種別を移行する。その場合は、入会金を免除し、定款第7条の規定にかかわらず、その入会に代表理事の承認を要しない。